

平成31年第1回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成31年2月25日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第18号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 2 議案第21号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 3 議案第22号 竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 4 議案第23号 平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号）（総務文教委員会）
- 日程第 5 議案第25号 平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）（総務文教委員会）
- 日程第 6 議案第29号 平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）（総務文教委員会）
- 日程第 7 議案第10号 竹原市コミュニテイ集会所の指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第 8 議案第11号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第 9 議案第12号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第10 議案第13号 老人集会所の指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第11 議案第14号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第12 議案第15号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第13 議案第16号 竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について（民生都市建設委員会）
- 日程第14 議案第17号 竹原市地域交流センター条例案（民生都市建設委員会）

- 日程第 15 議案第 19 号 農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する
条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第 16 議案第 20 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
（民生都市建設委員会）
- 日程第 17 議案第 24 号 平成 30 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 18 議案第 26 号 平成 30 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第
3 号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 19 議案第 27 号 平成 30 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
（民生都市建設委員会）
- 日程第 20 議案第 28 号 平成 30 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3 号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 21 請受第 31-1 号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」
の提出を求める請願（総務文教委員会）
- 日程第 22 請受第 30-1 号 本郷処分場（安定型産業廃棄物最終処分場）の危険性
の排除を求める請願の取り下げ
- 日程第 23 請受第 31-2 号 本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安
の解消を求める請願

平成31年2月25日開議

(平成31年2月25日)

議席順	氏名	出席
1	下垣内 和春	出席
2	今田 佳男	出席
3	竹橋 和彦	出席
4	山元 経穂	出席
5	高重 洋介	出席
6	堀越 賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上 美津子	出席
9	大川 弘雄	出席
10	道法 知江	出席
11	宮原 忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田 昭徳

議会事務局係長 矢口 尚士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時59分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第6

議長（大川弘雄君） 日程第1，議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から日程第6，議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） それでは、総務文教委員会の審査報告をいたします。

総務文教委員会に付託された議案は、議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案，議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案，議案第22号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案，議案第23号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号），議案第25号平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号），議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）の6議案であり、2月21日に2回の委員会を開催し、審査を行いました。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、均等割額が増額となることに対して質疑があり、激変緩和措置の期間において、バランスを考慮しながら広島県の統一保険料率に近づけるとの答弁がありました。

議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案については、市民ニーズへの対応について質疑があり、地域の協力が必要となる時代であり、新設する地域づくり課を中心として、地域との関わりをより進めていくとの答弁がありました。

議案第23号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号）については、こども園整備事業の財源に関して質疑があり、国庫支出金，交付税措置のある起債などを有効に活用

しており、今後の各事業においても交付金などを有効に活用するとの答弁がありました。

審査の結果、議案第18号については賛成多数、議案第21号については賛成多数、議案第22号については全会一致、議案第23号については全会一致、議案第25号については全会一致、議案第29号については全会一致で原案可決となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決をいたします。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する議案に対する反対討論を行います。

竹原市の国保税滞納世帯は、2016年度667世帯52.27%、2017年度決算の滞納世帯は612世帯、年間所得が100万円未満が404世帯で66%、また年間所得200万円未満では520世帯85%を占めています。今の国保税は高くて払えない、社会保障の医療権、生存権が脅かされる深刻な事態でもあります。

今回の国保税の値上げ案は、2018年度比で激変緩和措置後の1人当たりの値上げが2,613円増額、率で3.41%増税となっています。国保税の基礎課税額を見ると、被保険者均等割額が6.06%増税、世帯別平等割額が0.8%増税です。御存じのように、組合健保や協会けんぽは所得割課税であり、人頭割課税というべき前近代的な課税ではありません。また、少子化対策にも逆行する課税だと私は考えます。私は市独自の負担軽減を強く求めておきます。

以上でこの議案に反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第21号竹原市事務分掌条例案の反対討論を行います。

このたびの組織改定の考え方としてありますように、組織として適切に機能する規模や構造を踏まえて云々とあります。竹原市の人口減少が加速する中で、竹原市第6次総合計画の10年後の人口目標は2万1,000人と人口減少を追認しています。

今必要な組織改革は、7月豪雨災害の復旧・復興事業を最優先すること、すなわち現場の職員体制の拡充、強化であります。市長部局5部14課と管理統括部門は抜本的に縮小、スリム化して、多様な市民ニーズに応える組織の改正こそ喫緊の課題ではないでしょうか。

主な改正内容についても、第1番目に行財政経営強化方針の取組の推進を掲げ、そのための総務企画部の新設、集約をしております。行財政経営強化方針は、最小限の経費で最大の行政サービスを掲げておりますけれども、例えば新開土地地区画整理事業など、二十数年間で五十数億円の投資を行いながら人口減少の歯止めとなっていない、この検証がされておられません。

歳入確保の取組は受益者負担の適正化という名のもとに市民生活に直結する使用料、手数料が負担増となっております。

一般廃棄物処理の有料化などごみ有料化は、ごみの減量化を目的とした市民への説明を無視しています。

収入未済額の縮減という取組では、市民の生存権を脅かしてはなりません。

今、市行財政経営強化方針は、地方自治法に定める住民の福祉を増進するという市行政の責務から多くの重要課題が残されたままと考えます。また、危機管理課の新設による竹原市防災計画などの見直し業務などは、現行組織でも十分対応が可能であり、屋上屋になると私は考えます。

以上で議案第21号の反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号竹原市水道事業の布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成30年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号平成30年度竹原市水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7～日程第20

議長（大川弘雄君） 日程第7，議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定についてから日程第20，議案第28号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の14件を一括議題といたします。

本件は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長
の報告を求めます。

3番竹橋和彦民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（竹橋和彦君） 民生都市建設委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託された事件は請願1件，一般議案10件，特別会計補正予算議案4件の
15議案であります。

請受第30-1号につきましては、これまでの経過を踏まえ、請願者より取り下げ願が
提出されましたので、請受第30-1号に係る審査は終了したことを報告いたします。

議案第10号から議案第15号の6議案につきましては、地方自治法第244の2第3
項の規定により、非公募による現在の法人団体に指定管理者の指定をするものでありま
す。

議案第16号につきましては、市の条例に基づき、公募による指定管理者の候補者を選
定するものでありますが、審議の過程において選定委員会の選定基準，評価点の算出根
拠，審査項目における特化した提案の有無，また公募方法の期間のあり方，管理運営にお
いてモニタリングによる指導改善など，多様な質疑がありました。

議案第17号につきましては、センター，コミセンの設置における地域格差の問題，講
座の制限，利用料の算出根拠，人配の増員についてなどの質疑がありました。

議案第19号につきましては、激甚災害に指定された災害復旧に係る補助金の補助率が
高率となった場合において、分担金の徴収を減額して被災農家の負担軽減を早急に図るも
のであります。

以上，一般議案10議案につきましては原案のとおり全会一致で可決されたものです。

次に，特別会計補正予算，議案第24号，議案第27号，議案第28号につきましては
は，各事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

議案第26号につきましては、入札減や事業内容の見直しなどによる事業量の調整に伴い、予算の減額、決算見込みに基づく精算が主なものであります。

以上、特別会計補正予算4議案につきましては、原案のとおり全会一致で可決されたものであります。

以上、委員長報告といたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について反対討論を行いたいと思います。

まず、コミュニティ集会所の維持管理を受託されてきた団体の活動に敬意を表したいと思います。

私の主な反対理由は、地方自治法に定める公の施設の維持管理を指定管理者で行うことは不適切ではないのか、住民福祉の増進という重要な役割を持つ市の責務が果たされていないと考えます。公の施設の維持管理は、人の配置や施設の維持管理費等、市が直接責任を果たさなくてはなりません。しかし、指定管理者という管理では、効率化等が最優先される仕組みのため住民負担が強いられることにもなります。

私は、公の施設の管理は市が直接責任を持つ制度に改めることを強く求めて、当議案には反対したいと思います。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第11号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について反対討論を行いたいと思います。

この施設は戦前戦後の歴史を語り、平和学習にとっても重要な役割を持っています。これまで毒ガス資料館の維持管理を受託されてきた法人の活動には敬意を表しておきたいと思います。

私の主な反対理由は、竹原市の歴史や平和学習にとって重要な役割を持つ公の施設の維持管理のあり方が適切ではないということです。議案第10号で指摘したように、市が直接責任を持つ制度に改めることを強く求めて、反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告

は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について反対討論を行いたいと思います。

まず、竹原市養護老人ホームの維持管理等受託されてきた法人の活動には敬意を表しておきたいと思います。

私の主な反対理由としましては、老人福祉施設にとって重要な役割を持つ公の施設の維持管理のあり方が適切ではないということであります。受託者の負担や犠牲、また地域振興等を十分に配慮すべきであります。議案第10号で指摘しましたように、市が直接責任を持つ制度に改めることを強く求めておきたいと思います。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号老人集会所の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第13号老人集会所の指定管理者の指定について反対討論を行います。

まず、老人集会所の維持管理を受託されてきた団体の活動には敬意を表します。

主な反対理由は、議案第10号と同じ内容です。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について、
本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第14号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの
指定管理者の指定について反対討論を行います。

まず、在宅障害者デイ・サービスセンターの管理維持を受託されてきた団体の活動には
敬意を表しておきたいと思えます。

私の主な反対理由は、在宅障害者にとって重要な役割をもつ公の施設の維持管理のあり
方が適切ではないということであります。議案第10号で指摘したように、市が直接責任
を持つ制度に改めることを強く求めて反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について反対討論を行います。

まず、ふくしの駅の管理維持等を受託されてきた団体の活動には敬意を表しておきたいと思えます。

私の主な反対理由は、公の施設の維持管理のあり方が適切ではないということです。議案第10号で指摘したように、市が直接責任を持つ制度に改めることを強く求めて反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第16号竹原港北崎旅客ターミナル、通称海の駅の指定管理者の指定について反対討論を行います。

まず、私は新たに受託者として提案されている団体の活動には敬意を表しておきます。

私の主な反対理由は、公の施設の管理等を竹原市が直接に責任を持たない仕組みだからであります。

今の受託団体の収支状況を見ると、2016年度決算では2,396万9,000円の赤字、2017年度決算では2,771万9,005円の赤字です。市は事業者から事業報告書を分析、検証して、次期公共施設の維持管理の適切な対応をしなければなりません。

候補者の選定結果による審査講評では、収益施設の提案については計画の詳細を早期により具体化することが必要であると指摘されています。

私は、公共施設は住民の福祉を増進する、これが第一の目的にしています。この明確な目的を果たす市の責任を強く求めて反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 次に、5番高重洋介議員。

5番（高重洋介君） 私は、この議案第16号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、今回指定管理に選定された株式会社いいね竹原は地元業者であります。また、一昨年竹原商工会議所、竹原市から出資を受けてまちおこしのためにつくられた会社であり、まさしく今このいいね竹原が、農山漁村交付金事業を活用してこれから町並み地区で古民家を利用し、宿泊施設やレストラン、様々な活動を行っていこうという中で、大崎上島の事業者とも連携をし、またその大崎上島の玄関口となるこのターミナルは、まさしくこれからたくさんの方を招く拠点になるのではないかなというふうに理解をしております。

我々も、議会そして一般市民として協力をして、本当にたくさんの方が竹原に来ていただけるように協力することが大事ではないかというふうに思っております。

また、一言意見を言わせていただけますと、先ほど委員長報告でもありましたように、入札のあり方についてであります。

このたびの選定の入札の中で、まず審査得点、評価点、これが100点中58.2点と、余り詳しくこの場では言うべきではないと思います。さきの委員会でも副市長をはじめ、皆様方の前でかなり意見を言わせてもらいましたが、クリアな入札方法、どなたが見ても、ここは頑張っただけのな、応援しなければいけないなというような入札方法、選定されたところに皆さんが応援できるような入札方法になるようにしていただきたいというふうに思います。

先ほど反対の討論の委員からもありましたが、審査項目についてであります、実は委員会の後にホームページで公開をされております。しかしながら、委員会の場にその審査項目、内容が示されていないということは、何を見て我々がそこを判断するべきかという判断材料にもなりますので、委員会軽視ともなります。必ずこういった資料をそういった委員会にそろえていただきたいというふうなことを一言申し上げたいと思います。

いろいろるる申し上げましたが、このたびの議案第16号に対して、私は竹原の業者、竹原が盛り上がり、たくさん方が竹原に来ていただけると信じて賛成をいたしたいと思えます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市地域交流センター条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次討論を許します。

まず、14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第17号竹原市地域交流センター条例案に反対討論を行いたいと思えます。

私の主な反対理由は、従来の公民館施設を廃止して新たに地域交流センターを新設することにあります。

公民館の目的は、社会教育法第20条に住民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定めています。公民館活動の

役割はますます重要であります。これまでの公民館事業を拡充するのではなく、公民館事業を廃止して地域交流センターを設置するという内容、同センター条例第3条のまちづくり、人づくりで公民館事業を継続すると説明されましたが、具体的な内容はまだ明記されておられません。

また、同条例第4条の指定管理者に施設の運営管理等を委託することは、市が直接公共施設の運営管理等に責任を持つことにはならないと私は考えます。

以上で議案第17号の反対理由といたします。

議長（大川弘雄君） 次に、6番堀越賢二議員。

6番（堀越賢二君） 私は、議案第17号竹原市地域交流センター条例案の賛成討論をさせていただきます。

近年、少子化、高齢化により住民の皆さんを取り巻く社会環境は大きく変化をしています。公民館の現在の状況を見ると、地域間において差はあるものの、公民館活動に対して強い関心と興味を持って参加をされる方がいらっしゃる一方、公民館活動への関心が薄い、あるいは関心があっても参加する時間がない、またその参加方法を知らない、そういった人々が増えてきている状況にあるのではないのでしょうか。

また、現在は住民自治組織としての協働のまちづくりネットワークが各地域において幅広い年齢層で構成され、様々な地域活動をされていますが、活動拠点の問題などもあり、運営に支障が出ている部分もあります。

そうした中で、今回提出された議案第17号は、地域における公民館をこれまでの生涯学習、文化活動の機能は継続しつつ、まちづくり活動の拠点としての機能を加え、地域住民が主体的に取り組むまちづくり及び人づくりの推進並びに地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現することを目的として、竹原市地域交流センターを設置することとあります。

ここが本当に一番大事なところではありますが、議案の説明においても、現在の公民館活動は継続していく、こういうことをしっかりと答弁もいただきましたし、事業としてもまちづくりの推進に関する事業、人づくりの推進に関する事業、そのほか市長が必要と認める事業とあります。社会環境の変化に対応をしながらそれぞれの活動がセンター化によって発生する相乗効果を期待するとともに、またその効果が最大限あらわれるよう、行政としてのサポートを今以上に充実されることを要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21

議長（大川弘雄君） 日程第21、請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本件は総務文教委員会に付託になっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番今田佳男総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（今田佳男君） 総務文教委員会に付託された請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願については、紹介議員に対して請願趣旨の内容について質疑を行い、質疑終了後その後の審査方法を討論、採決と決しました。

討論、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論，採決をいたします。

念のため申し上げます。本案に対する委員長報告は不採択でありますので，請願に対して賛成の方の討論から入ります。

通告がありますので，順次発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は，請受第31-1号国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願に対する賛成討論を行いたいと思います。

私たちの暮らしや地域経済は今大変な状況です。2014年4月の消費税率が8%に増税されたことから，個人消費はマイナスです。物価変動の影響を除いた実質の家計消費支出は2014年の消費税率8%増税を契機に大きく落ち込み，増税前と比べて約25万円も減っています。実質賃金でもこの6年で年間10万円以上減少しています。

安倍首相が持ち直しているというGDP，国内総生産ベースでも，統計上の架空の消費である帰属家賃を除いた実質家計消費は，8%への増税を契機に大きく落ち込み，増税前と比べて約3兆円も減っています。安倍首相も水面上には顔を出していないと認めざるを得ません。消費税率8%への影響，さらに年金給付額の引き下げ，医療保険，介護保険など，国民負担の増加で生活，暮らしは大変です。

このような状況の中で，今年10月から消費税率を10%に増税されると，一層国民の暮らしが急迫することは間違いありません。軽減税率の問題でも，8%と10%の線引きが単純ではありません。ポイント還元についても買う商品が商品かそれ以外か，また買う店が大手スーパーか中小小売店かコンビニか，さらに買い方が現金かカードか，この組み合わせで消費者が実質負担する消費税率が10%，8%，6%，5%，3%の5段階になってしまいます。大きな混乱が起きると指摘されており，日本チェーンストア協会など3団体は見直しを求める要望を政府に提出をしているわけであります。

また，2023年度に導入予定のインボイス，適格請求書制度は，地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり，免税業者が商取引から排除される問題が起こります。

消費税が導入されて30年になります。社会保障の財源確保のためと称して税率引き上げが繰り返されてきました。この30年間の消費税収は372兆円です。同じ期間に法人三税は290兆円減収です。消費税収の約8割が大企業などの減税に使われています。

今必要なことは消費税率の引き上げではなく、大企業優遇税制や富裕層へのもうけに応じた適正な課税だと思います。大企業の優遇税制、すなわち研究開発減税などこれらの見直しで約4兆円、さらに株式配当の総合課税など富裕層への証券税制の強化で約1.2兆円、合計5.2兆円の財源確保ができます。

消費税率10%への増税は必要ないと考えるものであります。私は、住民の暮らしや地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げ中止を求めるこの請願には賛成をしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 次に、反対の討論を行います。

4番山元経穂議員。

4番（山元経穂君） 私は、国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願について反対の立場で討論に参加いたします。

当請願書では、2014年4月に消費税が8%に引き上げられた結果、個人消費がマイナスになっており、平均賃金が低下しているとありますが、個人消費においては、総務省の資料では2015年度0.2%、2016年度0.3%と対前年比でプラスとなっており、また先日22日に時事通信社に記載された記事でも個人消費は25カ月連続の伸びであり、本年1月は0.8%の伸びとありました。また、一般労働者の賃金においては、厚生労働省の資料では2015年度1.5%、2016年度0.0%、2017年度0.1%といずれも増加、横ばいの数値が示されており、請願書に記された現実とはかけ離れたものであり市民に誤解を与えるものであります。

そして、今回の消費税増税により確保される約5.4兆円の財源は、保育士の増員、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化等未来の我が国を担う子どもたちの育成に約1.7兆円、後世への負担のつけ回しの軽減のため国債償還約2.8兆円、社会保障の充実に約1.1兆円と、現在、今後の将来への期待と不安を回避するための施策に必要とされる貴重なものであります。よって、このたびの消費増税を中止すれば、これらの施策が実施できないことが大きく懸念されます。

加えて当請願書において、大企業優遇税制や富裕層優遇税制を改めて増税を中止すべきであるとありますが、世界各国と比較しても日本の法人税及び所得税の最高税率は決して

低いとは言えず、経済がグローバル化した今日において税制を改め、大企業や富裕層にさらなる増税を実施すれば、大企業の流出による雇用の創出をはじめ、日本経済の停滞を招くことが大きく懸念されます。

以上の考えに基づき、当請願書の趣旨により消費増税を中止することは我が国に様々な悪影響をもたらし、ひいてはそれが市民生活にも悪影響を及ぼすことを鑑み、私は当請願に反対いたします。

議長（大川弘雄君） 次に、10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 私は、請願の採択について反対の立場から討論いたします。

消費税10%への引き上げは急速な高齢化に伴って増大する社会保障費を確保するとともに、増収分は将来世代の負担軽減、少子化対策、社会保障の充実にそれぞれ充てることとなっています。

日本は世界で最も速いスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいます。この難関を日本がどう乗り切るのか世界は見つめています。全世代型社会保障の構築を成功させなければなりません。消費増税分の財源を使って低年金者への福祉給付金制度、介護保険料軽減など、高齢者福祉を充実します。そして、介護現場を支える介護職は今年10月から大幅な処遇改善が図られることになっています。また、消費税率引き上げによる財源で行う教育の無償化では、本年10月から幼児教育の無償化が実施されます。私立高校無償化については、首相がこのたびの国会における施政方針演説で来年4月からの着実な実施に向けしっかりと取り組むと明言されました。これによって私立高校生の約4割に当たる年収590万円未満の世帯に恩恵が及ぶこととなります。さらに、低所得世帯の大学生などを対象に、来年4月から授業料などの減免制度と給付型奨学金の大幅な支給額の拡充による高等教育の無償化が始まります。

幼児教育から高等教育までの無償化は多くの子どもたち、子育て世代に恩恵が及び、全世代型社会保障の一角を担うものです。希望すれば誰もが必要な教育を受けられる社会の構築に向けて、教育負担軽減をさらに前進させなければなりません。国が教育に責任を持つとの哲学を示したものだと思います。その上で、教育は社会の可能性を開くといわれます。高齢者も子どもも将来世代みんなが安心して生活できる社会の流れをつくるものです。

また、低所得者への経済的負担を配慮するために軽減税率を導入します。せめて食べるものだけは税率を上げないでほしいという庶民の切実な声を受けて、毎日の買い物のたび

に税負担を感じる痛税感が緩和され、消費の落ち込みを抑える効果も期待できます。

軽減税率は世界標準制度であり、既に制度として円滑に運用しています。消費税の引き上げは財政を健全化し、将来に安定した社会保障制度を確立するためにも必要であると考えます。将来世代に負担を先送りしないためにも本請願の採択に反対をいたします。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

請受第31-1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立少数であります。よって、本案は不採択と決しました。

日程第22

議長（大川弘雄君） 日程第22、請受第30-1号本郷処分場（安定型産業廃棄物最終処分場）の危険性の排除を求める請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

請受第30-1号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、請受第30-1号の取り下げは許可することに決定いたしました。

日程第23

議長（大川弘雄君） 日程第23、請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会中に追加受理しております。請受第31-2号本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安の解消を求める請願について、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 請願書につきまして御説明申し上げます。

本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う市民の不安の解消を求める請願でございます。

請願項目は、本郷産業廃棄物最終処分場建設計画について、汚染水の流出や自然災害による産業廃棄物の流出などの可能性により市民の生命、暮らしを脅かさないための対策を講じ、竹原市民への十分な説明を行うよう事業者に指導することを広島県に対して申し入れていただきたいという請願項目でございます。

請願の理由、経緯等につきましては、竹原市は古くから自然豊かな環境に恵まれ今日に至っています。安全な土壌と安全な水によって生まれた豊富な農産物があり、また銘酒をはじめとする地元の産業も発展してきました。今後においても、豊かな森や清らかな水を後世に引き継いでいくことは、私たち市民の責務であると考えております。

安定型産業廃棄物最終処分場については、環境省が2015年に全国の自治体に行ったヒアリングにおいて、生活環境保全上の問題事例も多く指摘されているところです。

計画地は分水嶺にあり、そこから流出する水は支流を通り賀茂川に流れています。この水は井戸水や水道水として使用されており、この計画により安全・安心な水源の確保が脅かされるのではないかと市民は不安を感じています。

また、計画地は土砂災害流出防備林に挟まれています。山林を切り開くことで脆弱になることが懸念され、実際に平成30年7月豪雨災害では土砂災害が多発しております。

こうした不安や懸念を払拭するべく、竹原市民からのこの計画の事業者に対し、質問状の提出や説明会の開催要請などを行ってまいりました。しかし、業者からは何の回答もなく、私たち市民の不安や懸念は増大する一方です。

私たち市民は、竹原市環境基本条例の理念に基づき、業者において汚染の流出や自然災害の対策を講じられ、竹原市民に対する十分な説明が行われることにより、この計画に対する市民の不安が解消されることを強く求めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいまの請願につきましては、民生都市建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、この後11時20分から民生都市建設委員会を、終了次第、議会運営委員会を順次開催し、2月26日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれ

にて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時02分 散会